

新発田のいいところ きっと見つかる

広報 しばた



令和2年度 5.15 No.1516

情報ピックアップ／

人権を尊重していくために

「しばた Tomorrow Town 基金」にご協力を ほか



新発田市役所へのお問い合わせは
ヨリネスしばた（市役所本庁舎）

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3

☎0254-22-3030（代表）

市ホームページ www.city.shibata.lg.jp

市ではソーシャルメディアで情報発信しています！
市ホームページのバナーからアクセスしてください



マイナンバー「通知カード」が廃止されます

マイナンバーをお知らせするために郵送していた「通知カード」が、国の法律の一部改正に伴い、廃止となります。5月25日(月)以降は以下の手続きができなくなります。

▼通知カードの交付・再交付

▼通知カードの住所や氏名などの記載事項の変更

※5月25日以降に出生または外国から転入の届け出を行うなど、新たにマイナンバーを付番される方には、個人番号通知書を送付します。ただし、同通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できません。



マイナンバー通知カード

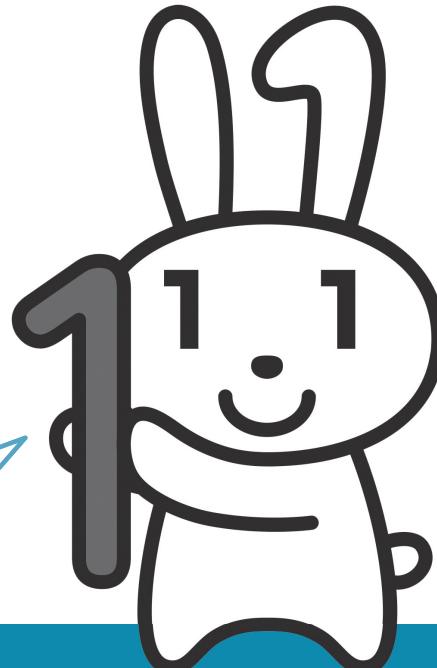
【廃止後にマイナンバーを証明できるもの】

- ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーが記載された住民票の写し
 - ③マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
- ※ただし、当面の間、記載事項が住民票と一致している通知カードに限り、マイナンバーを証明するために使用できます。

【マイナンバーカードはお持ちですか】

マイナンバーカードを持っていると、顔写真付きの本人確認書類として利用できるほか、コンビニエンスストアで住民票の写しなどを取得することができます。申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

問合せ先=市民生活課窓口係 (☎28-9100)



人権擁護委員にご相談ください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権を擁護する役割を担います。人権問題や心配ごとの相談を受けたり、小・中学校で人権教育を行ったりするなど、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行っています。当市では、下記の13人が活動しています。

人権問題ではないだろうかと感じることや困りごとがあったら、人権擁護委員や法務局まで気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

人権擁護委員（敬称略。4月現在）

大川原さとみ（住田）、伊東廣子（中野）、加藤和夫（関妻）、長谷川安博（蔵光）、小島美枝子（豊町）、田野賢司（緑町）、小泉 茂（真中）、本名正史（本田）、山口智史（中央町）、片桐 照（下中）、吉田吉晴（米子）、橋本信子（豊町）、中野道弘（向中条）

お気軽にご相談ください 【人権相談窓口】

とき=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時

ところ=新潟地方法務局新発田支局

内容=人権問題、相続、離婚、いやがらせ、近隣問題などの心配ごとや困りごと

問合せ先=新潟地方法務局新発田支局
☎24-7102



人権を尊重していくために

問合せ先=人権啓発課人権啓発係（☎28-9630）



条例を改正し、人権侵害行為の禁止などを規定しました

SNSなどインターネット上では、中傷や人権侵害、差別的な書き込みが多くなっています。また、部落差別をはじめ、障がいのある人、外国籍の人などへの差別や偏見は後を絶ちません。

平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消

法、部落差別解消推進法の「人権三法」が施行されたことを受け、市ではさらに人権尊重の取組を推進するため、「差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」を改正しました。

条例の改正点をお知らせします

- ▼目的に、「部落差別解消推進法」などを踏まえた条例であることを明記しました
- ▼市民の責務として、「人権侵害行為の禁止」について規定しました
- ▼「人権三法」では相談体制の充実について明記されていることから、当市の条例にも規定しました

※条例の全文は、市ホームページでご覧いただけます。



人KENあゆみちゃん

「人権三法」とは？

【障害者差別解消法】

障がいの有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きることのできる社会づくりを目的としています。障がいがあることを理由とした不当な差別を禁止し、必要な配慮を求めています。

【ヘイトスピーチ解消法】

特定の人種や民族、宗教への差別をあおる憎悪表現の抑止・解消を目的としています。不当な差別的言動の解消に向けて、国や地域社会が教育や啓発などの施策を行うよう定めています。

【部落差別解消推進法】

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。この法律では、国や地方公共団体の責務として、部落差別の解消に関する施策を行うよう定めています。

心ない書き込みやうわさ話はやめましょう

新型コロナウイルス感染拡大に関する人権侵害に注意しましょう

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、SNSなどインターネット上において、感染した方やその家族、治療にあたる医療関係者、海外や県外からの帰国・帰省者などに対する誹謗中傷や心ない書き込みが広がっています。

このような行為は人権侵害や、その人の心を傷つけることにつながります。さらに、感染が疑われる方が検査を受けることをためらったり、行動歴や濃厚接触者についての情報提供を拒んだりするなど、感染拡大防止の弊害になるおそれもあります。また、書き込みの中には、うわさなどの不正確なものや事実と異なるものがあり、こうした情報を軽はずみな気持ちで拡散することは、多くの人の不安をあおる場合があります。

不当な差別や偏見、いじめは絶対に許されません。皆さんのが加害者になることのないよう、公的機関の提供する正確な情報を入手するとともに冷静な行動を心がけましょう。

【人権に関する相談窓口】

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	☎0570-003-110 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権110番	☎0120-007-110 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
外国語人権相談ダイヤル	☎0570-090911 祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後5時



法務省インターネット
人権相談受付窓口



▲アクセス用



0 問 総務課総務係 (☎ 28-954)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、市や関係団体などからの文書の回覧を休止します。ご不便をお掛けしますが、ご理解と協力をお願いします。

文書回覧の休止について

お知らせ

この「広報しばた」に掲載した情報は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、内容を変更する場合があります。詳しくは、お問い合わせいただか、市ホームページをご確認ください。

今号の掲載情報について

この「広報しばた」に掲載した情報は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、内容を変更する場合があります。詳しくは、お問い合わせいただか、市ホームページをご確認ください。

33 問 部 農林水産課里山保全係 (☎ 3108)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、市や関係団体などからの文書の回覧を休止します。ご不便をお掛けしますが、ご理解と協力をお願いします。

時・所 5月25日(月)午前4時～11時
頃：五十公野公園(升湯・あやめ園周辺～体育施設周辺)
4時～11時頃、6月2日(火)～15日(月)の午前4時～7時・午後2時～7時：紫雲寺地区(西部農道から海側の松林、紫雲ゴルフ俱楽部、ノーブルウッドゴルフクラブ)

6月3日(水)午前4時～8時

頃：豊浦地区(真木山中央公園、フォレストカントリー俱楽

9321)、市民生活課窓口

申告 税務課市民税係 (☎ 28-954)

令和2年度の所得証書・課税証明書の発行は6月15日(月)からです

持運転免許証などの本人確認ができるもの。同居の親族以外の方が代理申請する場合は、本人の委任状が必要

他の市・県民税の全てを給与から引き落とし(特別徴収)により納めている方は5月15日(金)から発行できます

市有財産を売却します

申問 財産管理課財産管理係(地域整備庁舎1階、☎ 26-3774)

詳しくは、市ホームページの「物品売却情報」をご覧ください。

売却方法=一般競争入札(インターネット売却)

申 5月28日(木)午後1時～6月15日(月)午後2時

入札期間=6月29日(火)午後1時～7月6日(火)午後1時

実施場所=Yahoo!オークション内「官公庁オークション」

区分番号	物品	初年度登録年月	最低入札価格
2-1	除雪車(キャタピラー 8NB)	平成元年11月	1,300,000円
2-2	除雪車(TCM S13)	平成7年11月	1,100,000円

新発田市の人口・世帯(4月末)

【人口】96,615人

男性 47,028人 死亡 114人
女性 49,587人 転入 438人
出生 46人 転出 369人

【世帯】36,916世帯

※これは、住民基本台帳に登録されている人口・世帯数です。

税などの納期限

申 収納課(☎ 28-9300)

納期限は
6/1(月)

- ▼軽自動車税 全期
- ▼介護保険料 第2期
- ▼市県営住宅使用料 5月分
- ▼市県営駐車場使用料 5月分
- ▼保育園保育料・副食費 5月分

▼し尿処理手数料 5月分

納付に困ったら相談を
【税の休日相談窓口】
申 5月24日(日)8:30～17:15
取 納課(ヨリネスしばた3階)

納付は安心・便利な口座振替で

今後の「広報しばた」発行日

6月 1日(月)

6月15日(月)

7月 1日(水)

お知らせ

お知らせ・イベント・講座・募集・寄附

お知らせ

お知らせ・イベント・講座・募集・寄附

お知らせ

新型コロナウイルス対策「しばたTomorrow基金」にご協力を

会計課(ヨリネスしばた3階、☎ 28-9330)

市内には新型コロナウイルスの全国的な流行により、さまざまな影響を受けて苦しんでいる方々がいます。市では、こうした市民の皆さんの支援に役立てるため、4月28日に同基金を創設し、寄附金を受け付けています。

市民や企業、新発田市にゆかりのある方々など、ぜひとも善意の輪を広げていただき、寄附にご協力をお願いします。

受付期間=当面の間

寄附方法=次のいずれかの方法により、納入してください

①口座振込による方法

▼振込先口座…新発田信用金庫本店

普通口座 0496192 しばたTomorrow基金

※上記金融機関の窓口での振り込みに限り、手数料は無料です。

※上記金融機関以外で納入を希望する場合は、お問い合わせください。

②窓口納入による方法

受付場所=ヨリネスしばた、イクネスしばた、各支所など

※寄附金は、5月15日(金)から市内公共施設で順次受け付けます。受付窓口の開設状況など詳しく述べてお問い合わせください。市ホームページをご覧ください。

他 税制上の優遇措置を受けるために領収書が必要な方は、お問い合わせください

～同基金の創設のきっかけ～

匿名の市民の方から、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けて苦しんでいる住民の皆さんに手を差し伸べたいと、寄附金が寄せられました。

市では、この善意の気持ちをさらに大きな輪とするため、同基金を創設しました。これを受けて、4月28日には市職員労働組合などから寄附金が寄せられました。



お知らせ

市の「封筒」に掲載する広告を募集します

総務課総務係(☎ 28-9540)

掲載期間=在庫がなくなりしだい、封筒の使用を開始します(令和2年10月頃の予定)

申 6月30日(木)までに、市ホームページの電子申請から申し込んでください

他 応募多数の場合は、募集要項に定める方法により決定します。また、掲載位置は、広告主が応募した際の先着順に指定できます。掲載の決定方法や広告データの作成など、詳しく述べてお問い合わせください。

【広告の規格など】

封筒の種類	広告の大きさ	刷り色	作成枚数	募集枠数	掲載料(1枠)
長形3号	縦5cm×横10cm	1色(黒)	130,000枚	3枠	72,000円
長形40号	縦4cm×横7.5cm	1色(黒)	60,000枚	4枠	48,000円



第一期ちびっこワールド

おおむね2歳以上の幼児と保護者

時 6月4日(木)・18日(木)、7月2日(木)の午前10時30分～11時15分(午前10時15分受付開始)

所 児童センター

内 簡単なリズム体操や工作などを通じて、親子のふれあいを楽しめます。

持 内履き、飲み物

問 児童センター(☎26-0899)7月曜日・第3日曜日・祝日は休館日



病児・病後児保育事業の運営者を公募します

令和3年度から病児・病後

児保育事業を運営する事業者を募集します。申込要件や選考方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

申 5月20日(水)～7月20日(月)午後4時に、申し込みに必要な書類を直接提出してください

申 こども課子育て支援係(☎28-92332)

メールで提出してください。登録届は、「こども課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

申問 こども課子育て支援係(☎28-92332)

(ヨリネスしばた2階、〒951-8686 住所記載不要、☎28-92332、FAX 28-9240、Eメール kodomo@city.shibata.lg.jp)

【「子育て応援カード」はお持ちですか】

「子育て応援カード」はお持

チです。

カードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。



協賛店に登録いただいたお店は、市ホームページで店名やサービス内容を紹介します。ぜひ登録をお願いします。

対 子育て応援カードの利用者がサービスの提供が可能な市内のお店(法人・個人)は問い合わせ下さい。

※サービスの内容は、任意で設定できます。

登録受付は随時行っています

登録方法は協賛店登録届を直接、郵送、ファックスまたはE-mailで提出して下さい。

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

カードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

ランティア組織です。市が橋渡し役をし、子どもの一時預かりや幼稚園・保育園・学校への送迎、産前産後の家事援助などを行っています。

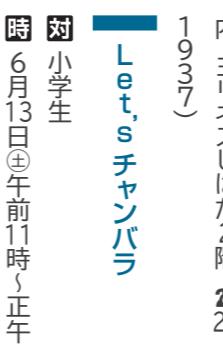
提供会員の活動に興味がある方は、気軽に問い合わせください。

提供会員の条件は心身ともに健康で、子どもが好きな方。資格・経験は問いません。

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」募集中

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。



申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか

「ファミリー・サポート・センター」「提供会員」による、有償ボ

タードの申請受付は、随時行っています。まだ交付を受け取っていない対象世帯の方は、「こども課へお越しください。

申問 加治川児童館(☎23-616、午前10時～午後5時、午前11時～正午)

対 小学生

内 チャンバラとして遊

申問 ファミリー・サポート・センター(こども課)はお持ちですか</

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

知らない間に子どもがゲームをして高額課金! 申込みの取り消しはできるの?

最近、未成年の子どもがオンラインゲームなどを利用して、保護者あてに高額の請求が来てしまうケースが増えています。

未成年者が親権者の同意を得ずに申し込んだ契約は、インターネット上などで行った電子契約であっても原則取り消すことができます。しかし、未成年者が成人であると偽って申込みをした場合は、取り消しが認められません。

オンラインゲームのしくみや内容をお子さんと共に確認し、使い方についてじゅうぶんに話し合いましょう。



市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき=6月4日㊐13:30～16:30
ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先=消費生活センター（☎ 28-9110）



6月の相談

行政相談 総務課（☎ 28-9540）

行政相談は、新型コロナウイルスの影響により、当面の間中止とさせていただきます。

行政書士による無料相談 総務課（☎ 28-9540）

市民文化会館1階講堂
18日㊐13:00～16:00



シルバー人材センター入会説明会

6月10日㊐・24日㊐10:00～12:00（会場はお問い合わせください）
新発田事務所（☎ 22-1010）、紫雲寺支所（☎ 41-2954）、加治川支所（☎ 33-3850）

対 対象者 時 日時 所 場所・会場 内 内容 開 開講時間 料金 定 定員 持 持ち物 他 その他 申 申込方法・期間など 問 問合せ先
申 申込み先・問合せ先 ■料金の記載のないものは無料 ■申込みの記載のないものは申込み不要

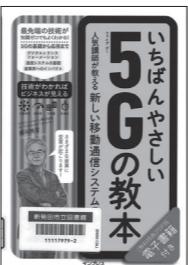
図書館へ行こう

申込み先・問合せ先
■中央図書館（☎ 22-2418）
■歴史図書館（☎ 24-2100）

検索 新発田市立図書館

中央図書館おすすめ図書 ~ご家庭での読書の参考にしてください~

一般図書



「いちばんやさしい5Gの教本」

藤岡雅宣／著 インプレス／出版

通信システムの基礎や情報技術がもたらす産業界へのインパクトから、最先端の技術「5G」の基礎・応用までやさしく解説しています。

児童図書

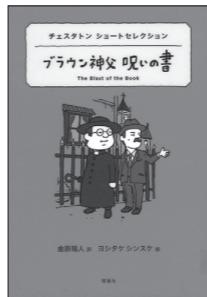


「ごはん山」

はらぺこあおむし／著 白泉社／出版

こんもり炊き立てごはんは、なんだか「お山」みたい。「すしがたけ」「どんぶり山」「しゃかしゃか山」…。いろいろな「ごはん山」にいつしょに登ってみよう！

若者向け図書



「ブラウン神父呪いの書」

ギルバート・キース・チエスター／作
金原瑞人／訳 ヨシタケシンスケ／絵
理論社／出版

ホームズのライバルとも言われる「ブラウン神父」の作品群で、後世の作家たちにも多大な影響を与えているチエスターの短編集です。



「紙ひこうき、きみへ」

野中 栄／作 木内達朗／絵
偕成社／出版

シマリスのキリリのところに、「ここにちは。夕方には、そちらにつきます」と書いた紙ひこうきが飛んできました。キリリが、外でごはんを食べようとしたところに現れたのは…。

歴史図書館からのお知らせ

歴史図書館臨時休館のお知らせ

蔵書点検のため、6月16日㊐から29日㊍まで臨時休館します。また、30日㊎は通常の休館日のために、2階図

書館フロアは利用できません。ご理解とご協力をお願いします。なお、休館期間中の返却は、同館入口脇の「返却ボックス」をご利用ください。



康長寿アクティブ交流センターきやり館（旧 地域交流センター）内 藤ツルをリング状に形成してアレンジメントします ￥ 1300円（材料費）定 10人（先着順）持 花ばさみ、持ち帰り用の袋、台拭き 申 6月13日㊐まで 申・問 フラワーデザイン花ランタン 斎藤（☎ 22-5468、午後6時～9時）

広報しばた	原稿締切日
7月 1日号	5月22日㊈
7月15日号	6月 5日㊈
8月 3日号	6月25日㊉

文化

6月のスイートフラワーレンジメント

時 6月21日㊐午前10時～正午 所 健

その他

銅板でモノづくり体験!「板金折り紙教室」

時・内 6月19日㊈…「祝い鶴」の制作、6月20日㊉…「ねずみ」の制作
※時間はいずれも午後1時30分～3時30分。

所 (株)椎谷板金工業（切梅618）￥500円（材料・加工代）定 各日8人（先着順）持 手袋、内履き 申 5月22日㊈以降に、電話またはEメールで申し込んでください 申・問 (株)椎谷板金工業 池田（☎ 28-7183、Eメール slt@yane-toi.com）

考え方 防災のこと

【問合せ先】地域安全課消防防災係
(☎ 28-9510)

水害・土砂災害のおそれがある場合は避難情報の確認を!
～警戒レベルに応じた避難行動をとりましょう～

避難情報とは?

市では、水害や土砂災害のおそれがある場合に避難情報を発令します。身の安全を守るために、市民の皆さんのが取るべき行動などを警戒レベルでお知らせします。

例えば次の避難情報が出たら…

警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」⇒避難に時間を要する高齢者などは避難
警戒レベル4「避難指示(緊急)」「避難勧告」⇒全ての方が避難



避難情報の入手方法は?

災害時は、さまざまな方法で情報を収集することが大切です。テレビやラジオのほか、市が発信する避難情報を参考にしましょう。避難情報は次の方法で伝達するほか、避難を要する地区の自治会長にも直接連絡します。

新発田あんしんメール

防災情報や火災・防犯情報などを、携帯電話・スマートフォンなどにメール配信するサービスです。下記のメールアドレスに空メールを送信し、登録手続きをしてください。

メールアドレス=ri.shibata-city@raiden3.ktaiwork.jp



▲登録用

緊急告知FMラジオ

自動で電源が入り、緊急情報を聞くことができます。情報には気象警報、緊急地震速報などがあり、ふだんはエフエムしばたの放送を聞くことができます。



販売場所=エフエムしばた、市内のコメリパワーやコメリハード&グリーン各店
価格=8800円(税込み)

エリアメール(緊急速報メール)

携帯電話などで、気象庁が配信する緊急情報や地方公共団体が配信する災害・避難情報を受信することができます。

避難をする際は
隣近所と
協力を!

避難する時は隣近所で声を掛け合い、みんなで避難しましょう。また、高齢者や障がいのある方などがある場合は、助け合って避難しましょう。

警戒レベル	避難情報など	防災気象情報	避難行動など
警戒レベル 5	災害発生情報	氾濫発生情報 大雨特別警報等	命を守るための最善の行動をとる
警戒レベル 4	避難指示(緊急) 避難勧告	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	速やかに避難先へ避難する
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始	洪水警報・大雨警報 氾濫警戒情報等	避難に時間要する人とその支援者は避難する
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等	避難行動を確認する	
警戒レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高める	※必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。



「広報しばた」は環境にやさしい植物油インキを使用しています